

12月14日（日）は 第47回衆議院議員総選挙の投票日です

候補者の政見・政策などをよく見、よく聞き、よく考えて、明るくきれいな選挙で、私たちの代表者を選びましょう。

大切な権利を放棄することなく、必ず投票に行きましょう。

なお、投票時間は午前7時から午後8時までです。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、平成6年12月15日以前に生まれた方で、平成26年9月1日以前から引き続き町内に住んでいる方（住民基本台帳に登録されている方）です。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの理由で投票できない方のために、公示日の翌日から投票日の前日までに投票する期日前投票の制度がありますので、ぜひご利用ください。

また、入院されている方で、その病院が不在者投票の指定病院である場合は、病院での不在者投票ができますので、お早めに病院長に申し出てください。

【期間】

◆衆議院議員総選挙

12月3日（水）～13日（土）

【時間】

午前8時30分～午後8時

【場所】

役場2階大会議室（入場券必要）

郵便投票

寝たきりの方や身体に障がいのある方で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方及び身体障がい者手帳の交付を受けている方で「両下肢の障がい」・「体幹の障がい」・「移動機能の障がい」の1級もしくは2級の方、「心臓」・「じん臓」・「呼吸器」・「ぼうこう、直腸もしくは小腸の障がい」の1級もしくは3級の方は、郵便による投票ができます。

また、戦傷病者手帳の交付を受けている方も、この制度が受けられる場合があります。

郵便投票をするためには、郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。まだ、証明書の交付を受けていない方は、お早めに町選挙管理委員会事務局で手続きをしてください。

また、郵便投票における代理記載制度も設けられていますので、詳しくは町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票入場券と配布方法

投票入場券は、郵便で直接ご自宅にお届けします。はがきの圧着内には、ご家族の有権者6人までの入場券が印刷されています。お手数ですが、ご自分の部分のみ切り離し、投票所へ持参してください。なお、投票できる方で入場券を紛失したり、自宅に届かなかった場合には、町選挙管理委員会事務局へ連絡していただくか、当日投票所へお越しください。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

<p>みんなで徹底しよう 三ない運動</p> <p>贈らない 求めない 受け取らない</p> <p>これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。</p>	<p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p> 	<p>地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入</p> 	<p>お祭りへの寄附・差入</p> 	<p>町内会の集會・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入</p> 	<p>落成式・開店祝等の花輪</p> 
	<p>病氣見舞</p> 	<p>お歳暮・お年賀</p> 	<p>入学祝・卒業祝</p> 	<p>葬儀の花輪・供花</p> 	<p>秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典</p> 

問い合わせ先

町選挙管理委員会事務局
(総務課)
☎64・3111 内線213



～未来への希望をこめてこの一票～